

入札・契約業務に関する不当要求対策を強化します

本市では、入札・契約業務に関する不当要求行為や不正な動きを抑止し、不当要求行為等が行われた場合に迅速かつ正確な対応を行うことを目的に、「事業者等からの不当な問い合わせ等の記録・公表」、「入札室及び入札待合室などへの防犯用のカメラ・マイク装置の設置」、「契約課及び調達課の通話録音装置の設置」を平成24年度から実施し、入札・契約業務に関する不当要求対策を強化します。

これまでに本市では、公共工事における全国的な不正行為の横行を契機として、入札の透明性を確保し、不正行為を未然に防止するため、平成11年度から予定価格を、平成15年度から最低制限価格を入札前に公表（事前公表）してきました。

しかしながら、予定価格及び最低制限価格の事前公表は、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、そのことでくじ引きによる落札等が増加するなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じる結果を招いています。

このため、本市では、平成21年度から最低制限価格を入札後の公表（事後公表）とし、平成22年度から総合評価落札方式を適用する工事に限り予定価格を事後公表にしたところです。

また、学識経験者等外部の専門委員で構成する堺市入札監視等委員会からも予定価格公表時期の適正化について指摘を受けているため、平成24年度からは工事関連業務に係る予定価格についても事後公表とし、今後も事後公表とする工事の対象範囲を順次拡大する予定です。

さらに、職員に対する研修を徹底することで不当要求対策の強化及び入札・契約業務のより一層の適正化を図ります。

記

取り組み内容

1 事業者等からの不当な問い合わせ等を記録・公表

予定価格を事後公表する入札案件に関する不当な問い合わせや働きかけがあった場合、その内容を記録し、必要に応じて契約課のホームページで公表することとします。

2 防犯用のカメラ・マイク装置の設置

入札・契約業務の公正かつ適正な執行を確保するため、契約課及び調達課の窓口並びにそれぞれの入札室及び入札待合室へ防犯用のカメラ・マイク装置（合計8台）を設置し、常時録画・録音します。

3 通話録音装置の設置

入札・契約業務の公正かつ適正な執行を確保するため、契約課及び調達課の全ての電話機に通話録音装置を設置し、常時録音します。

取り組み開始時期

平成24年4月1日